

国保財政健全化計画について（答申）

令和3年2月3日

武蔵村山市国民健康保険運営協議会



目次

はじめに	1
国保事業費納付金の算定結果等の分析	2
1 令和3年度国保事業費納付金の算定結果	2
2 令和3年度標準保険税率の算定結果	2
3 一人当たり保険税額の比較	2
(1) 本市の状況	2
(2) 多摩26市の状況	2
4 国保事業費納付金における参考指数の状況	3
5 決算補てん目的法定外繰入金の状況	3
6 日本の経済状況	3
7 直近の医療費及び受診率の推移	4
国保財政健全化計画について	5
1 国保財政健全化計画における基本的な考え方	5
2 国保財政健全化変更計画書について	5
おわりに	7

はじめに

本協議会は、市長から諮問があった「国保財政健全化計画について」（令和3年1月13日付武発第1811号）を、計2回にわたって調査・検討した。

審議を行った結果、国保財政健全化計画について、一定の結論を得たので、ここに答申するものである。

国保事業費納付金の算定結果等の分析

本協議会では、令和3年度に東京都に納付する国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）及び国保事業費納付金を支払うために必要な標準保険税率の算定結果並びに本市の国民健康保険事業の状況等を分析し、令和3年度以降の決算補てん目的法定外繰入金の削減額等について検討した。

1 令和3年度国保事業費納付金の算定結果

課税項目	国保事業費納付金 (令和3年度)	国保事業費納付金 (令和2年度)	差引増減額
基礎（医療）分	1,479,589,187円	1,534,394,484円	△54,805,297円
後期支援金分	498,275,434円	496,998,239円	1,277,195円
介護納付金分	203,590,701円	183,428,026円	20,162,675円
合計	2,181,455,322円	2,214,820,749円	△33,365,427円

2 令和3年度標準保険税率の算定結果

課税項目	標準保険税率 (令和3年度)		本市税率 (令和2年度)		増減率及び増減額	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
基礎（医療）分	6.90%	40,535円	5.62%	31,200円	1.28%	9,335円
後期支援金分	2.49%	14,296円	1.81%	12,500円	0.68%	1,796円
介護納付金分	2.36%	17,203円	1.76%	13,000円	0.60%	4,203円

3 一人当たり保険税額の比較

(1) 本市の状況

令和3年度確定係数 に基づく保険税額 (A)	令和2年度確定係数 に基づく保険税額 (B)	増減率① (A)/(B)	令和2年度当初賦 課時の保険税額 (C)	増減率② (A)/(C)
※138,269円	131,746円	4.95%	91,778円	50.66%

※多摩26市中、税額の高い順で24位となっている。

(2) 多摩26市の状況

令和3年度確定係数 に基づく保険税額 (A)	令和2年度確定係数 に基づく保険税額 (B)	増減率① (A)/(B)	令和2年度当初賦 課時の保険税額 (C)	増減率② (A)/(C)
150,126円	146,091円	2.76%	93,428円	60.69%

上記の結果から、本市においては、基礎（医療）分について、東京都が算定した標準保険税率と大幅に乖離しており、国保事業費納付金を賄うために必要な保険税を賦課できていない状況にある。また、後期支援金分及び介護納付金分についても、昨年度より

も乖離幅が増え、国保事業費納付金を賄うために必要な保険税が賦課できていない状況にあると言える。

4 国保事業費納付金における参考指数の状況

本市における国保事業費納付金の参考指数の状況は以下のとおりである。

項 目	令和3年度	多摩26市平均	順位 ^{※1}
医療費指数	1.0160	0.9442	2位
一人当たり総所得金額 ^{※2}	617,468円	735,718円	26位

※1 順位は、多摩26市で数値が高い順に並べたもの。

※2 一人当たり総所得金額は、医療分に係る金額である。

高齢化に伴う年齢構成の変化による一人当たり医療費の増及び医療需要の伸びに対し、一人当たり総所得金額は低い状況となっており、いわゆる構造的な問題を抱えている状況にある。

5 決算補てん目的法定外繰入金の状況

	決算補てん目的法定外繰入金	被保険者一人当たり額
令和3年度	369,377,000円	22,944円

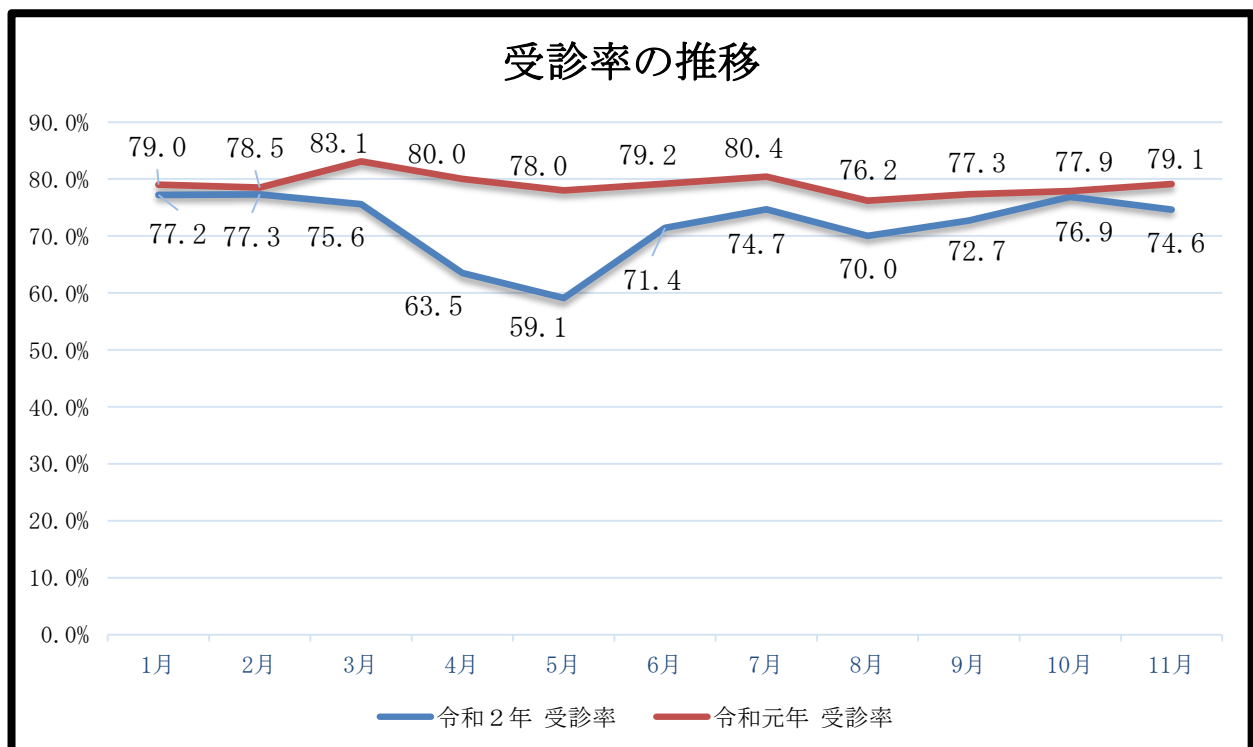
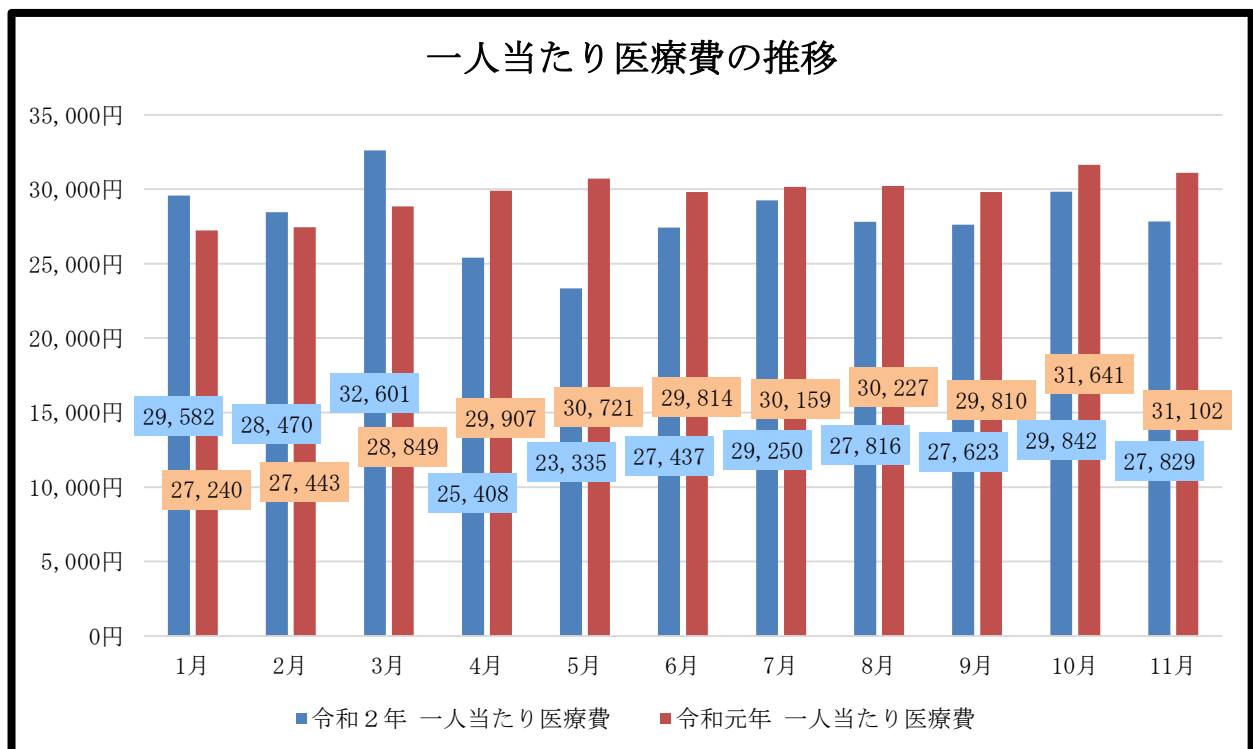
決算補てん目的法定外繰入金については、国保財政健全化計画に基づき令和元年度及び令和2年度の国民健康保険税率等を見直したことから、一定の削減ができたが、依然として解消すべき決算補てん目的法定外繰入金はあり、一般会計から多額の金額を繰入れせざるを得ない状況にある。

6 日本の経済状況

内閣府が公表した月例経済報告（令和2年12月）によれば、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」とあり、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染症拡大による社会経済活動への影響が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と見込まれている。

令和3年1月7日に緊急事態宣言が再度発令されたことから、雇用情勢などが悪化するリスクが高くなるおそれがある。

7 直近の医療費及び受診率の推移



直近の医療費及び受診率については、令和2年4月及び5月は緊急事態宣言下において受診控えがあったが、その後は昨年と同様に推移している傾向にある。

国保財政健全化計画について

1 国保財政健全化計画における基本的な考え方

国保事業費納付金の算定結果等について分析を行ったところ、本市においては、医療分については、被保険者数の減少等により、国保事業費納付金については比較的抑えられた算定結果になっている。

しかし、後期支援金分及び介護納付金分については、医療費や介護サービスの増等により、令和2年度に比べて増加しており、今後も団塊の世代が75歳に到達することにより、引き続き後期支援金分及び介護納付金分は増加傾向にあると推察される。

その状況下において、市全体としての財政状況は非常に厳しい状況にあり、依然として高い決算補てん目的法定外繰入金に依存している現在の国民健康保険財政の状況は、市民負担の公平の観点、一般会計における他の施策への影響等から、改善していく必要がある。

そのため、国保財政健全化計画により、決算補てん目的法定外繰入金を削減・解消することから、計画的な税率等の改定を行うべきであるということが基本的な考え方である。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大により、国内の経済状況等は非常に厳しい状況にあるため、国民健康保険被保険者への影響を考慮する必要がある。

2 国保財政健全化変更計画書について

上記の考え方に基づき、国保財政健全化変更計画案について税率改定の試算、個別のモデルケースの税額の影響、決算補てん目的法定外繰入金の見込み等について検討を行った結果、国保財政健全化変更計画書については、次頁のとおりとすることが適当である。

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき「赤字削減・解消計画」

(平成30年度から令和5年度まで6ヵ年計画)

都道府県名		保険者番号		保険者名				
東京都		051		武蔵村山市				
①	赤字の発生状況	赤字の原因						
	年度(赤字発生年度)	平成28年度						
	法定外繰入金 ※1	708,442千円						
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円						
	赤字額(合計)	708,442千円						
	赤字削減・解消のための基本的な取組内容							
	1 予算推計ベースの令和3年度の赤字額 : 369,377千円	1 医療費適正化のための施策 令和2年度の中間評価による武蔵村山市国民健康保険第二期「ターゲルス計画」に基づき、特定医療診療の受診率の向上に資する取組等を実施し、生 産留保率の予防を図るとともに、効果的・効率的な医療事業を実施し、被保険者の健康増進を図り、医療費の適正化を図る。 2 赤字削減・解消手段の主要事項 ・「ターゲルス計画」に基づいた効果的で効率的な医療費適正化のための施策を実施し、医療費の適正化を図る。 ・有効な取組確保を実施し、取組率向上を図る。 ・適宜適切に国民健康保険税率等を改定する。						
	2 解消の目標年度 : 令和12年度	1 医療費適正化のための施策 令和2年度の中間評価による武蔵村山市国民健康保険第二期「ターゲルス計画」に基づき、特定医療診療の受診率の向上に資する取組等を実施し、生 産留保率の予防を図るとともに、効果的・効率的な医療事業を実施し、被保険者の健康増進を図り、医療費の適正化を図る。 2 赤字削減・解消手段の主要事項 ・「ターゲルス計画」に基づいた効果的で効率的な医療費適正化のための施策を実施し、医療費の適正化を図る。 ・有効な取組確保を実施し、取組率向上を図る。 ・適宜適切に国民健康保険税率等を改定する。						
	3 赤字削減・解消計画	1 医療費適正化のための施策 令和2年度の中間評価による武蔵村山市国民健康保険第二期「ターゲルス計画」に基づき、特定医療診療の受診率の向上に資する取組等を実施し、生 産留保率の予防を図るとともに、効果的・効率的な医療事業を実施し、被保険者の健康増進を図り、医療費の適正化を図る。 2 赤字削減・解消手段の主要事項 ・「ターゲルス計画」に基づいた効果的で効率的な医療費適正化のための施策を実施し、医療費の適正化を図る。 ・有効な取組確保を実施し、取組率向上を図る。 ・適宜適切に国民健康保険税率等を改定する。						
②	赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本的な取組内容						
	年度別	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	合計
	の赤字削減率 ※3	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	法定外繰入金の削減率(率)	0千円(%)	52,023千円(%)	52,023千円(%)	0千円(%)	41,042千円(%)	41,042千円(%)	186,130千円(%)
	繰上充用金の新規増加分の削減率(率)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)	0千円(%)
	合計	0千円(%)	52,023千円(%)	52,023千円(%)	0千円(%)	41,042千円(%)	41,042千円(%)	186,130千円(%)
	赤字削減率(率)	0千円(%)	52,023千円(%)	52,023千円(%)	0千円(%)	41,042千円(%)	41,042千円(%)	186,130千円(%)

※1 国民健康保険事業の実施状況報告書第5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額のの小計額と一致していること。
 ※2 当該年度の繰上充用(当年度の繰入が繰出に不足し、翌年度の繰入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。
 ※3 率の場合は、赤字額又は削減率に占める削減率の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合は削減率は100%とする。

上記のとおり国保財政健全化変更計画書を提出します。

令和3年 月 日

東京都知事 殿

保険者名 武蔵村山市

代表者職氏名 武蔵村山市長 藤野 勝

おわりに

本市の国民健康保険財政については、一般会計からの多額の決算補てん目的法定外繰入金に依存している状況にあることから、平成29年度に策定した国保財政健全化計画に基づき、令和元年度から毎年約5,200万円の決算補てん目的法定外繰入金を削減してきたところである。

令和3年度の予算推計ベースにおける決算補てん目的外法定外繰入金については、被保険者の努力や市の効果的な保健事業等の実施により、計画以上の決算補てん目的法定外繰入金を削減することができたことから、3億6,937万7千円となる見込みである。

国民健康保険財政の健全化を図るためには、データヘルス計画に基づく効果的・効率的な保健事業を実施し、医療費の適正化を行う必要がある。また、国民健康保険税の収納率向上に寄与する収納確保策を実施するとともに、適宜税率改定を行うことが必要である。

今回は、令和3年度が国保財政健全化計画の中間年度であり、進捗状況の把握及び令和3年度以降における決算補てん目的法定外繰入金について、東京都に納付する国保事業費納付金の算定結果等をもとに市の負担等を分析し、また、新型コロナウイルス感染症感染拡大による国民健康保険被保険者の影響を考慮し、令和3年度については、税率改定を見送り、併せて決算補てん目的法定外繰入金の解消年度を令和11年度から令和12年度に1年間延長する必要があると考え、答申を行うものである。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことから、令和3年度の税率改定の見送り及び国保財政健全化計画の決算補てん目的法定外繰入金の解消年度を延長することが必要であるものと考え、今後も国民健康保険財政の健全化を引き続き行う必要があるため、医療費の適正化及び国民健康保険税収納率の向上を図りつつ、適宜税率改定について検討されたい。